

新潟市中間技術検査実施要領 新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>新潟市請負工事の監督及び検査要綱</u>（以下「監督及び検査要綱という。」）第7条第2項に規定する中間技術検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(検査結果の取扱い)</p> <p>第3条 中間技術検査で確認した出来形部分について、別に定める<u>監督及び検査要綱</u>第6条第1号から第4号で規定する検査時において、確認を省略することができる。(略)</p> <p>(受注者への周知)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>附 則 この基準は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u> この要領は、令和7年7月15日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>新潟市請負工事検査要綱</u>（以下「検査要綱」という。）第6条第2項に規定する中間技術検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(検査結果の取扱い)</p> <p>第3条 中間技術検査で確認した出来形部分について、別に定める<u>検査要綱</u>第5条第1号から第4号で規定する検査時において、確認を省略することができる。(略)</p> <p>(受注者への周知)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>附 則 この基準は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p>	